

## すみれ野自治会 兼務等に関する細則

### 1. 目的

すみれ野自治会の本部役員等の成り手不足解消を図り、自治会運営の負担を分散させるために、兼務に関する細則を定める。各組においては、本細則に則った組長・班長の選出を求めることとする。

### 2. 名称について

本部役員とは、会長・副会長・事務局長・会計・監事をいう。

専門部会代表者とは「すみれ野自治会 専門部会体制 設置要綱」にて規定された専門部会の代表者をいう。

### 3. 兼務について

#### (1) 組長と班長の兼務

組長と班長の兼務については、各組に委ねる。

#### (2) 本部役員と組長・班長の兼務

本部役員はその任期の間、組長または班長との兼務については、やむを得ない場合を除き原則行わない。ただし、組長からの選出することが規定されている役職は除く。

#### (3) 専門部会代表者と組長の兼務

専門部会代表者は、その任期の間の組長就任の免除を要望することができる。具体的な対応については、各組に委ねる。

### 4. 本部役員の任期満了後の組長免除について

本部役員の任期満了後、1度に限り、組長の就任を免除を要望することができる。具体的な対応については、各組に委ねる。

### 付則

この役員会内規は、令和6年4月14日から施行する。